鳥取県告示第 303 号

鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例(平成13年鳥取県条例第51号)第24条第1項の規定に基づき保護管理事業計画を定めたので、同条第4項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び閲覧に供する。

なお、県以外の者は、その行う保護管理事業に係る事業計画が保護管理事業計画に適合しているときは、その旨の知事の認定を受けることができる。

平成19年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 保護管理事業計画の概要

(1) 鳥取県クマガイソウ保護管理事業計画

ア 事業の目標

木漏れ日が差し込む生育環境を保全し、及び再生させることにより、本種が自然状態で安定的に生育できる環境を維持すること。

イ 事業の区域

県内における本種の分布域

ウ 事業の内容

生育環境等に関する調査を継続的に行うとともに、地域住民その他の関係者と連携を図りながら、生育地となる林床を保全し、及び管理する。

(2) 鳥取県ヒゴタイ保護管理事業計画

ア 事業の目標

多くの陽光が差し込む生育環境を保全し、及び再生させることにより、本種が自然状態で安定的に生育できる環境を維持すること。

イ 事業の区域

県内における本種の分布域

ウ 事業の内容

生育環境等に関する調査を継続的に行うとともに、地域住民その他の関係者と連携を図りながら、生育地となる草地を保全し、及び管理する。

2 閲覧に供する場所

鳥取県生活環境部公園自然課及び各総合事務所の生活環境局生活安全課(日野総合事務所にあっては、福祉 保健局保健衛生課)

3 その他

詳細については、鳥取県生活環境部公園自然課(電話0857-26-7872)に問い合わせること。